知多市在宅ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第３０号

知多市在宅ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例

知多市在宅ケアセンター事業に関する条例（平成６年知多市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を次のように改める。

２　在宅ケアセンターに訪問看護ステーションを置く。

第４条第２号中「第８条の２第４項」を「第８条の２第３項」に改める。

第５条を削り、第６条を第５条とし、第７条から第１０条までを１条ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。